

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（重点調査）

- 第5条** 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てたものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。
- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
- 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第6条 本業務における特記仕様事項は、別添に定める「都市計画基礎調査分析業務仕様書」のとおりとする。

重点調査回答書

委託業務名	
委託業務箇所	
落札価格	千円(税込み)
受注者名	
回答者名	印

回 答

1 入札価格の積算根拠	
(1) 業務委託積算内訳書	(別紙可)
<ul style="list-style-type: none">・作業人工数と技術者単価（技術者数及びその拘束日数等）・一般管理費の内訳（事務用品費，通信交通費，福利厚生費，雑費等）・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費）・外注経費の内訳（具体的な見積書等）・使用機材の内訳・その他の内訳	
(2) 低価格の理由・根拠	
(3) 利益見通し	

2 業務計画の内容	<p>(1) 管理技術者 ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・管理技術者の手持ち業務数</p> <p>(2) 照査技術者（設計業務の場合） ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・照査技術者の手持ち業務数</p> <p>・</p> <p>(3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式） ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等</p> <p>(4) 再委託等 ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可) ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可)</p> <p>(5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等 ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)</p>
3 業務受注状況等	<p>(1) 現在の受注状況 ・県発注業務の受注件数 (別紙可) ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可)</p> <p>(2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可)</p> <p>(3) 保有技術者数 (別紙可)</p>

以上相違ありません。

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

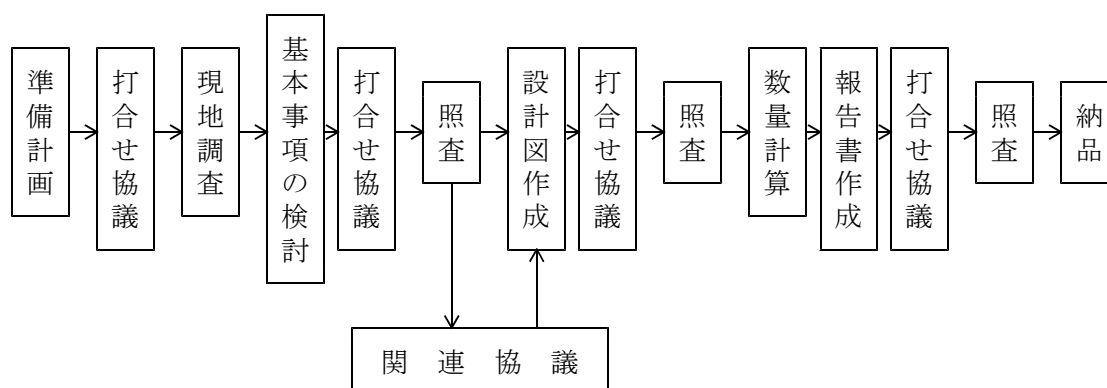
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月		〇〇月		技術者計	
	10	20	10	20		
準備・計画						
現地調査						
〇〇概略検討						
路線選定						
照査						
打合せ協議						
関連協議						
管理技術者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
照査技術者			〇〇	〇〇		〇〇
技師 A	〇〇		〇〇	〇〇		〇〇
技師 B	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇
技師 C		〇〇		〇〇		〇〇
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

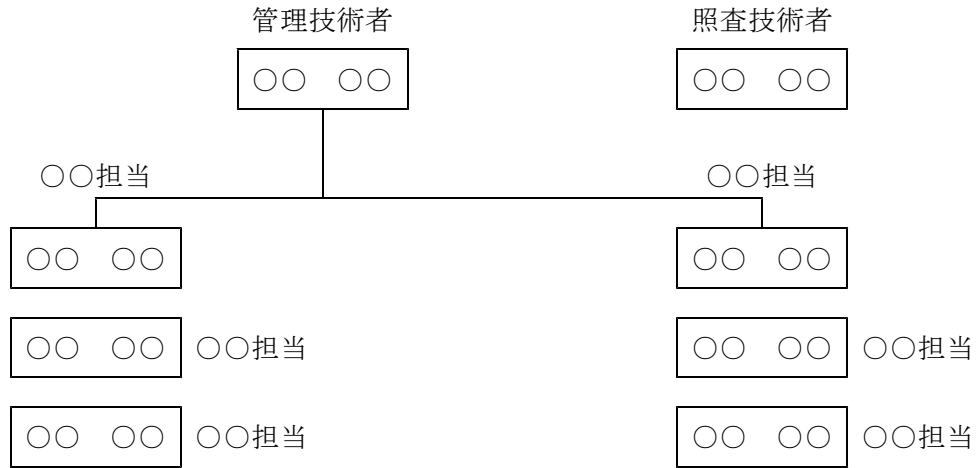
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

- ・ 管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

- ・ 仕様書等に基づき，成果品の内容，部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・ 当業務に使用する図書及び基準等について，法令，指針等必要と考えられるものを記載する。

都市計画基礎調査分析業務仕様書

(適用)

- 第1条** 本仕様書は、「R1都市 徳島東部都市計画区域他 徳島市他 都市計画基礎調査分析業務(以下「本業務」という。)」に適用する。
- 2 本業務は、本仕様書によるほか、関係法規等に基づき実施するものとする。

(業務の区域)

- 第2条** 本業務の対象は、徳島東部都市計画区域、池田都市計画区域、貞光都市計画区域、脇都市計画区域及び藍住都市計画区域とする。

(受託者の義務)

- 第3条** 受託者は、本業務の意図及び目的を十分把握し業務を遂行するものとする。
- 2 受託者は、本特記仕様書に記載のない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- 3 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を行うものとする。
- 4 受託者は、受託者の不注意により生じた損失費用及び第3者に与えた全ての損失賠償費用を負担するものとする。

(機密の保持)

- 第4条** 受託者は、本業務で知り得た全ての事項について機密を厳守し、委託者の承認なしに漏らしたり転用してはならない。

(業務上の疑義)

- 第5条** 本業務において、不明な点又は疑義を生じた場合には、委託者の指示を受けるものとする。

(業務計画書)

- 第6条** 受託者は、本業務の契約締結後1週間以内に業務計画書を委託者に提出するものとする。

(打合せ協議)

- 第7条** 打合せ協議は速やかに行うものとし、必要に応じ主任技術者(管理技術者)が立ち会うものとする。本業務では、計5回(業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時)の打合せ協議を予定している。

(関係官公庁への手続き)

- 第8条** 受託者は、関係官公庁への諸手続を行おうとする場合には速やかに委託者と協議し、処置するものとする。

(目的)

第9条 本業務は、徳島東部、池田、貞光、脇及び藍住の各都市計画区域を対象として、過年度成果である「H30都市 徳島東部都市計画区域他 徳島市他 都市計画基礎調査業務」等による収集データの経年的な変化や各種データの相互の関係の把握、都市計画区域単位または市町単位でのデータの比較、都市内の詳細な地区毎の特徴の抽出、都市計画や関連する施策・事業との関係の把握などにより、都市計画区域マスタープランの見直しに必要な分析を行うものである。

(本業務の内容)

第10条 本業務の主な内容は次のとおりである。

・徳島東部都市計画区域 都市計画基礎調査分析業務

(1) 都市計画基礎調査関係資料の整理と可視化及び分析

「将来フレーム」、「区域の一体性の評価及び区域区分の必要性」等を検討するため、徳島東部都市計画区域の都市の状況を、平成30年度に実施した都市計画基礎調査や既存資料などGISを活用し、分析・可視化を行う。

① 人口関係分析

ア 人口・世帯数の推移分析

徳島東部都市計画区域及び市町毎に、都市計画の区分（市街化区域、市街化調整区域）毎の人口と面積の推移、世帯数と世帯あたり人員の推移を整理する。

イ 人口密度の推移分析

徳島東部都市計画区域及び市町毎に、人口密度の推移を把握し、都市の集約化、拡散の状況を評価するため、市街化区域毎の人口密度及び市街化区域の面積の推移を整理する。

小地域単位で人口増減率を算出し、市街化区域の人口集積の動向や、市街化調整区域への人口拡散の状況を把握する。

ウ 年齢階級別人口の推移分析

年齢階級別人口の推移を把握し、都市の持続性等の評価を行うため、市町毎に年齢3区分（0-14歳、15-64歳、65歳以上）の人口の推移を把握するとともに、市町毎の高齢者人口割合の変化の状況を把握する。

小地域単位で高齢化率を算出し、高齢化が進んでいる地区を把握するとともに、地域の持続性の観点から課題検討等を行う。

エ 人口の増減要因分析

市町単位での人口増減の状況について、前回調査時からの増減数及び年平均変化率を算出し、県平均とのかい離等から、都市の置かれた状況を評価する。

オ DID地区の状況分析

都市計画区域内人口に対するDID区域内人口の割合、都市計画区域面積に対するDID面積の割合を算出する。

市街化区域に占めるDID地区人口割合や都市計画区域人口に占めるDID人口割合から、市街地の成熟状況や、人口の集積状況、集約的な都市の形成の状況を把

握する。

カ 昼夜間人口の状況分析

市町毎の昼間人口と夜間人口、昼夜間人口比率を算出するとともに、過去の調査時と比較し、その推移を把握する。

キ 通勤・通学の状況

通勤や通学移動から生活圏等の広域的な都市構造(都市圏の広がりや都市の相互の関係)を把握する。

② 産業関連分析

ア 産業分類別の就業者数の推移分析

市町毎に産業分類別の常住地・従業地別就業者数の推移を整理する。併せて市町毎の第1次、第2次、第3次産業別の常住地・従業地別の就業者数を把握する。

イ 事業所数の推移分析

市町毎の事業所数と従業者数の推移を把握するとともに、メッシュ等で事業所数の変化を整理し、事業所の集約、拡散状況を把握する。

ウ 製造業の状況分析

市町毎の製造品販売額と事業所数の推移を把握するとともに、メッシュ等で製造業の変化を整理し、製造業の立地動向を把握する。

エ 小売業の状況分析

市町毎の小売販売額と店舗面積の推移を把握する。

市町毎に人口あたりの小売売場面積と小売商業坪効率の関係から、売り場の供給と販売効率の状況を把握する。

③ 土地利用関連分析

ア 土地利用状況の推移分析

徳島東部都市計画区域及び市町別の市街化区域、市街化調整区域の別に、土地利用状況を集計し、経年の比較分析を行う。

土地利用状況を用途地域別に集計し、指定用途地域と実際の土地利用状況を確認する。

都市の課題となっている土地利用用途として「自然的土地利用」、「低未利用地」、「公共空地」、「道路密度」に着目し、現状や過去からの変化率を整理することで、問題となっている箇所を把握する。

イ 住宅の敷地規模の状況分析

市街化区域内の宅地について、敷地規模別に集計し、推移を比較するとともに、小地域別に、狭小宅地の住宅宅地の割合を算出し、狭小住宅の割合が高い地域を把握する。

ウ 宅地開発の状況分析

市町毎に市街化区域、市街化調整区域での宅地開発事業の件数と面積の推移を把握する。

市街化区域については、用途地域の指定状況と開発後の土地利用用途を比較することで、土地利用計画と整合した開発が行われているか確認する。

④ 建物関連分析

ア 建物利用現況及び変化分析

市街化区域、市街化調整区域毎の建物用途別延床面積の推移を分析するとともに、市町間で市街化区域毎の建物用途別延床面積比率を比較する。

「住宅用途」、「商業用途」、「工業用途」毎に、その用途に対応する建築用途の建物延床面積割合と新築動向の傾向を分析し、指定状況と実際の立地の対応状況を把握する。

イ 市街地の安全性分析

建物棟数密度、木造率、平均築年数などの基礎調査より抽出可能な指標と人口(夜間人口・昼間人口・高齢者人口等)等のデータを合わせ、市街地の安全性等の評価を行う。

ウ 建蔽・容積等の状況分析

建蔽率及び容積率の利用状況を把握し、指定建蔽率及び指定容積率との整合性等の評価を行う。

エ 大規模小売店舗の立地動向

徳島東部都市計画区域内の大規模小売店舗の立地動向を把握し、中心市街地へ与える影響等の評価を行う。また、大規模店舗の立地から買い物の利便性の分析を行う。

⑤ 都市施設関連分析

都市施設と人口分布の関係性を把握し、都市施設の適正配置に関する評価を行う。

⑥ 公共交通利便性分析

ア 公共交通と人口分布の関係性等を把握し、公共交通利便性の評価を行う。

イ 主要施設へのアクセシビリティの分析を行う。

⑦ 地価推移分析

地価の推移を把握し、今後の土地利用計画に関する検討の参考とする。

(2) 都市状況カルテの作成

上記、都市計画基礎調査関係資料の整理と分析結果を徳島東部都市計画区域及び5市3町にまとめ、都市状況カルテを作成する。

(3) 市街化調整区域で新たな開発の可能性がある土地の抽出

市街化調整区域において、都市計画法第34条第12号の条例で定める大規模既存集落による開発の可能性がある土地を抽出する。

(4) 将来フレームの検討

人口、工業、商業の将来フレームを検討し、住宅用地、工業用地、商業用地について市街化区域の規模の設定を行う。

(5) 区域の一体性の評価及び区域区分の必要性の検討

徳島東部都市計画区域の現状と問題点を整理した上で、都市計画法及び都市計画運用指針に基づき、都市計画区域の再編、区域区分制度の見直しの考え方を整理し、区域の一体性の評価及び区域区分の必要性を検討する。検討に当たっては、都市状況カルテを活用し、可視化された図表等を作成し分かりやすくまとめる。

なお、区域区分制度の見直しに当たっては、線引きを維持した場合と線引きを廃止

し他の方法を用いて土地利用規制を行った場合の影響を整理し検討するものとする。
また、区域区分を見直しするに当たっての基本的な考え方を整理する。

(6) 報告書の作成

業務実施内容を報告書にまとめる。

・池田、貞光、脇及び藍住の各都市計画区域 都市計画基礎調査分析業務

(1) 都市計画基礎調査関係資料の整理と可視化及び分析

各都市計画区域の都市の状況を、平成30年度に実施した都市計画基礎調査や既存資料などGISを活用し、分析・可視化を行う。

① 人口関係分析

ア 人口・世帯数の推移分析

都市計画区域毎に、都市計画の区分（用途地域、用途無指定白地）毎の人口と面積の推移、世帯数と世帯あたり人員の推移を整理する。

イ 人口密度の推移分析

都市計画区域毎に、人口密度の推移を整理し把握する。

ウ 年齢階級別人口の推移分析

年齢階級別人口の推移を把握し、都市の持続性等の評価を行うため、市町毎に年齢3区分（0-14歳、15-64歳、65歳以上）の人口の推移を把握するとともに、市町毎の高齢者人口割合の変化の状況を把握する。

小地域単位で高齢化率を算出し、高齢化が進んでいる地区を把握するとともに、地域の持続性の観点から課題検討等を行う。

エ 人口の増減要因分析

市町単位での人口増減の状況について、前回調査時からの増減数及び年平均変化率を算出し、県平均とのかい離等から、都市の置かれた状況を評価する。

オ 昼夜間人口の状況分析

市町毎の昼間人口と夜間人口、昼夜間人口比率を算出するとともに、過去の調査時と比較し、その推移を把握する。

カ 通勤・通学の状況

通勤や通学移動から生活圏等の広域的な都市構造（徳島東部都市計画区域とのつながりや都市相互の関係）を把握する。

② 産業関連分析

ア 産業分類別の就業者数の推移分析

市町毎に産業分類別の常住地・従業地別就業者数の推移を整理する。併せて市町毎の第1次、第2次、第3次産業別の常住地・従業地別の就業者数を把握する。

イ 事業所数の推移分析

市町毎の事業所数と従業者数の推移を把握するとともに、メッシュ等で事業所数の変化を整理し、事業所の集約、拡散状況を把握する。

ウ 製造業の状況分析

市町毎の製造品販売額と事業所数の推移を把握するとともに、メッシュ等で製造業の変化を整理し、製造業の立地動向を把握する。

エ 小売業の状況分析

市町毎の小売販売額と店舗面積の推移を把握する。

市町毎に人口あたりの小売売場面積と小売商業坪効率の関係から、売り場の供給と販売効率の状況を把握する。

③ 土地利用関連分析

ア 土地利用状況の推移分析

市町別の土地利用状況を集計し、経年の比較分析を行う。

また、用途地域の指定がある地区では、土地利用状況を用途地域別に集計し、指定用途地域と実際の土地利用状況を確認する。

都市の課題となっている土地利用用途として「自然的土地利用」、「低未利用地」、「公共空地」、「道路密度」に着目し、現状や過去からの変化率を整理することで、問題となっている箇所を把握する。

イ 宅地開発の状況分析

市町毎に宅地開発事業の件数と面積の推移を把握する。

④ 建物関連分析

ア 建物利用現況及び変化分析

用途地域の建物用途別延床面積の推移を分析する。

「住宅用途」、「商業用途」、「工業用途」毎に、その用途に対応する建築用途の建物延床面積割合と新築動向の傾向を分析し、指定状況と実際の立地の対応状況を把握する。

イ 市街地の安全性分析

建物棟数密度、木造率、平均築年数などの基礎調査より抽出可能な指標と人口（夜間人口・昼間人口・高齢者人口等）等のデータを合わせ、市街地の安全性等の評価を行う。

ウ 建蔽・容積等の状況分析

建蔽率及び容積率の利用状況を把握し、指定建蔽率及び指定容積率との整合性等の評価を行う。

エ 大規模小売店舗の立地動向

大規模小売店舗の立地動向を把握し、中心市街地へ与える影響等の評価を行う。
また、大規模店舗の立地から買い物の利便性の分析を行う。

⑤ 都市施設関連分析

都市施設と人口分布の関係性を把握し、都市施設の適正配置に関する評価を行う。

⑥ 公共交通利便性分析

ア 公共交通と人口分布の関係性等を把握し、公共交通利便性の評価を行う。

イ 主要施設へのアクセシビリティの分析を行う。

⑦ 地価推移分析

地価の推移を把握し、今後の土地利用計画に関する検討の参考とする。

⑧ 都市計画関係資料整理

都市計画に関係する国・県・市町等の既存計画を整理するとともに、近年の国・県の動向を踏まえ、各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しに必要な資料

を作成するものとする。

資料には、以下の事項について検討し記載するほか、都市構造図を作成するものとする。

ア 都市計画の目標

- ・現状と課題

都市計画区域の自然的・社会的・経済的及び行政的条件等の現状を踏まえ、都市計画上の主要課題（土地利用、都市整備、自然環境の保全、生活環境の整備等）、少子高齢化社会への対応、市街地の集約化、都市の防災性の向上の視点から整理する。

- ・都市づくりの理念

おおむね20年後の都市の姿を展望し、各都市計画区域に対する県の基本的な都市づくりの基本理念とする。

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針

- ・区域区分の有無

市街地の拡大の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、優良な農地等の積極的な保全、少子高齢化・人口減少時代の都市・地域づくりのあり方、人口の推移や各種事業の状況等を整理し、区域区分の有無について検討する。

ウ 主要な都市計画の決定方針

主要な都市計画の決定方針として、少子高齢化、市街地の集約化、都市の防災性の向上を踏まえ、次の事項について記載する。

- ・土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

- ・土地利用の基本方針
- ・主要用途の配置の方針
- ・特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

- ・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

- ・交通施設の都市計画の決定方針
- ・下水道及び河川の都市計画の決定方針
- ・その他の都市施設の都市計画の決定方針

- ・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

- ・市街地開発の方針

- ・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

- ・基本方針（めざすべき姿、緑地の確保目標水準）
- ・主要な緑地の配置方針

(2) 報告書の作成

業務実施内容を報告書にまとめる。

(資料の貸与及び返還)

第11条 本業務の遂行上、必要な関係資料は貸与する。また、貸与した関係資料は、委託業務の完了後ただちに返還すること。

(成果品)

第12条 本業務の成果品は次のとおりとする。成果品の帰属は委託者にあるものとする。

- (1) 報告書 徳島東部 5市3町全体版 1部
5市3町個別市町版 各1部 (計8部)
池田、貞光、脇及び藍住 各2部 (計8部)
- (2) 添付図面 1式
- (3) 電子媒体 1式

(その他)

第13条 その他疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。